

受診時定額負担について (反対署名運動お願い)

○はじめに

(社) 奈良県放射線技師会は、奈良県民の健康の増進と福祉の向上を図るため、奈良県における医療・介護・保健および福祉行政の拡充強化を目指し積極的に諸活動を推進することを目的として、平成 16 年 10 月 25 日に発足された奈良県医療推進協議会に当初より加入しているが、平成 23 年 11 月 2 日に開催された奈良県医療推進協議会役員会での席上、標記の政策について反対に賛同し署名運動を展開するに至った。会員各位には趣旨をご理解の上、是非ともご賛同戴き署名運動へのご協力をお願いしたい。

○経過と概要

平成 17 年秋、財務省、総務省、経済財政諮問会議等が、平成 18 年春の診療報酬改定に向け「保険免責制」の導入を求める発言を繰り返した。その内容は「患者が医療機関を受診するたびに、本来の窓口負担とは別に 500 円を負担する」というものであったが、全国 800 万筆を超える署名活動により保険免責制を阻止することが出来、現在まで経過していた。しかし、民主党政権に代わったにも関わらず、全く同じと手法と言って良いような政策が再度行われようとしている。

この法案は、社会保障改革の推進について、いわゆる、「税と社会保障の一体改革成案」に基づく考え方から具体的な方向性をとりまとめたもので、「医療・介護等の充実」という支出と、それに対応する「重点化と効率化」という財源(収入)を同時に考えようというのが概要であり主旨であるが、しかし、法案には種々の問題点がある。

○本成案に対する問題点

医療・介護にマンパワーを投入する方向性は理解できるが、「受診時定額負担」「高齢者の自己負担割合の見直し」など新たな患者負担を求めていることや、平均在院日数の短縮といった医療の安全性に係るものであること。また、税と社会保障の一体改革成案に基づく社会保障の財源に関して、保険料と公費の様な恒久的財源によって対応するという概念に反する考え方自体が問題点として挙げられる。

○本成案に対する反対理由

第一に、受診者という社会的弱者が、高額医療を受けざるを得ない更なる社会的弱者を支えるという「受診者共助」になっていること。本来、国民全体で社会的弱者を支えるという、公費、保険料による公助、共助といった社会保障の概念に反していることが反対理由である。

第二に、負担割合の新たなルール作りを模索していること。厚労省は高額療養費制度の見直しに対して 100 円以上徴収しないと示しているが、「医療・介護等の充実」という名目の下、今後新たな社会保険事業の財源として受診時定額負担金額が際限なく増加する可能性を秘めていることである。

第三に、公的医療保険のある先進諸国に比べ、現状においても我が国の受診時負担の金額は高く、さらに負担割合が増加すると、病院・診療所等への受診を手控えることにつながり疾病の重篤化が増加しかねない。

第四に、受診回数が多い高齢者や、疾病が重篤な人ほど、受診時定額負担金の支払い回数が増加し、このことにより、所得により受けられる医療の格差が生じ、国民皆保険の崩壊につながりかねない。

○奈良県医療推進協議会の今後の方針

受診時定額負担に反対する署名運動【平成 23 年 11 月 23 日まで】目標：技師会 1000 名分
県民集会の開催と決議案採択【平成 23 年 11 月 30 日(水)午後 3 時 30 分～医師会館】
県議会に対して国会等への誓願書提出【平成 23 年 11 月 22 日までに協議会代表が提出】

○諸注意

記入はボールペンを用い、同じ住所であっても全て記入して下さい。〆切 11 月 23 日